

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
実 施 方 針

平成 24 年 2 月 14 日

岡崎市水道局

目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業に供される公共施設等の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等の名称	1
(4)	事業場所	1
(5)	事業の目的	1
(6)	本事業に関係する主な法令、基準、指針等	2
(7)	本事業の概要	3
(8)	事業スケジュール	7
(9)	特定事業の選定方法等に関する事項	9
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	民間事業者選定の方法	9
(2)	選定の手順及びスケジュール	9
(3)	本事業への参加資格要件	11
(4)	審査及び選定に関する事項	15
(5)	特別目的会社（SPC）の設立等	18
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
(1)	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	19
(2)	本市による支払に関する事項等	21
(3)	対象業務におけるサービスの水準	21
(4)	本市による民間事業者の事業実施状況への監視（モニタリング）	21
4	立地並びに規模及び配置に関する事項	23
(1)	施設の立地条件	23
5	事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
6	事業の継続が困難となる事由が生じた場合の措置に関する事項	23
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
(1)	法制上、税制上の措置に関する事項	23
(2)	財政上、金融上の措置に関する事項	23
(3)	その他の支援に関する事項	24
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
(1)	議会の議決	24
(2)	情報公開及び情報提供	24
(3)	実施方針の変更	24
(4)	本事業において使用する言語等	24
(5)	入札に伴う費用負担	24
(6)	提出書類の返却	24
(7)	実施方針に関する問い合わせ先	24
(様式1)	実施方針に関する説明会参加申込書	26
(様式2)	実施方針に関する質問書	27
(様式3)	実施方針に関する意見書	28
(様式4)	要求水準書案に関する質問書	29
(様式5)	要求水準書案に関する意見書	30
(様式6)	基本協定書（案）に関する質問書	31
(様式7)	基本協定書（案）に関する意見書	32
(様式8)	事業契約書（案）に関する質問書	33
(様式9)	事業契約書（案）に関する意見書	34

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の名称

男川浄水場更新事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

ア 男川浄水場

イ 男川浄水場 場外施設等（既設）

（ア）場外施設（仁木浄水場を除く）

（イ）簡易水道施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岡崎市水道事業 岡崎市長 柴田紘一

(4) 事業場所

事業場所は以下の表 1 - 1 のとおりとする。

表 1 - 1 事業場所

項目	概要		備考
男川浄水場（新設）	計画地	岡崎市大平町塚畑 1 ほか	既設男川浄水場に隣接
場外施設（既設）	所在地	岡崎市全域	
簡易水道施設（既設）	所在地	岡崎市額田地区	

(5) 事業の目的

本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場である男川浄水場は、昭和 40 年の通水開始後約 47 年が経過し、老朽化、耐震性能の問題点等を抱えているため、本市では平成 29 年度の供用開始を目標に更新することとした。

なお、男川浄水場の更新には多大な事業費がかかる見通しであり、今後の水道事業の健全経営の観点から、効率的な整備・運営が求められている。

そのような中、近年、公共施設の整備や維持管理に対しては、民間ノウハウを活用して財政負担を抑制する方式が導入されてきている。

そのため、岡崎市水道局（以下「本市」という。）としても、男川浄水場更新事業（以下「本事業」という）について、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づいて実施する。

(6) 本事業に関係する主な法令、基準、指針等

民間事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。また、本事業の遂行に必要な許認可については、民間事業者の責任において取得するものとし、その費用についても民間事業者の負担とする。

なお、本事業に関係すると考える各種法令（例）は以下のとおりである。

ア 法令等

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年7月30日法律第117号）
- ・ 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- ・ 計量法（平成4年5月20日法律第51号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- ・ その他本業務に関連する法令

イ 愛知県の条例等

- ・ 愛知県環境基本条例（平成7年3月22日条例第1号）
- ・ 水道法施行細則（昭和33年5月1日規則第32号）
- ・ 愛知県建築基準条例（昭和39年4月1日条例第49号）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月25日条例第7号）
- ・ 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日条例第4号）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月25日条例第7号）
- ・ その他本業務に関連する条例等

ウ 岡崎市の条例等

- ・岡崎市環境基本条例（平成 17 年 12 月 21 日条例第 139 号）
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成 15 年 6 月 23 日 条例第 33 号）
- ・岡崎市水を守り育む条例（平成 20 年 3 月 28 日 条例第 21 号）
- ・岡崎市生活環境保全条例（平成 18 年 3 月 27 日 条例第 19 号）
- ・岡崎市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月 16 日 条例第 41 号）
- ・岡崎市簡易水道施設の設置等に関する条例（平成 17 年 10 月 5 日 条例第 118 号）

本事業に適用する本市の技術基準、指針等は以下のとおりであり、入札公告時において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは提案書に資料を添付し、本市の確認を要する。

エ 指針及び各種基準等

- ・水道施設設計指針
- ・水道施設耐震工法指針・解説
- ・水道維持管理指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・岡崎市水道局管布設工事ハンドブック
- ・その他関連要綱及び各種基準等

オ 仕様書等

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

(7) 本事業の概要

本事業の事業方式は、新設する男川浄水場（浄水施設、排水処理施設等）については、民間事業者が、実施設計、建設を行った後、維持管理業務を行う B T M (Build Transfer Maintenance) 方式とし、排水処理施設については、維持管理業務に、運転管理業務と発生汚泥の有効利用を含むこととし、既存の場外施設等（場外施設・簡易水道施設）については維持管理業務を含むこととする。

本事業の対象施設と、民間事業者の行う対象業務は、以下のとおりである。

ア 対象施設（以下「本施設」という。）

（ア）男川浄水場（新設）

- a 浄水施設
- b 排水処理施設
- c 送水施設
- d 薬品注入設備
- e 電気計装設備（場外施設の監視を含む）
- f 場内配管
- g 管理棟
- h 付帯施設（門、フェンス及び場内整備等）
- i 導水管、送水管場外分（建設する施設と既設管を接続する範囲）

（イ）場外施設等（既設）

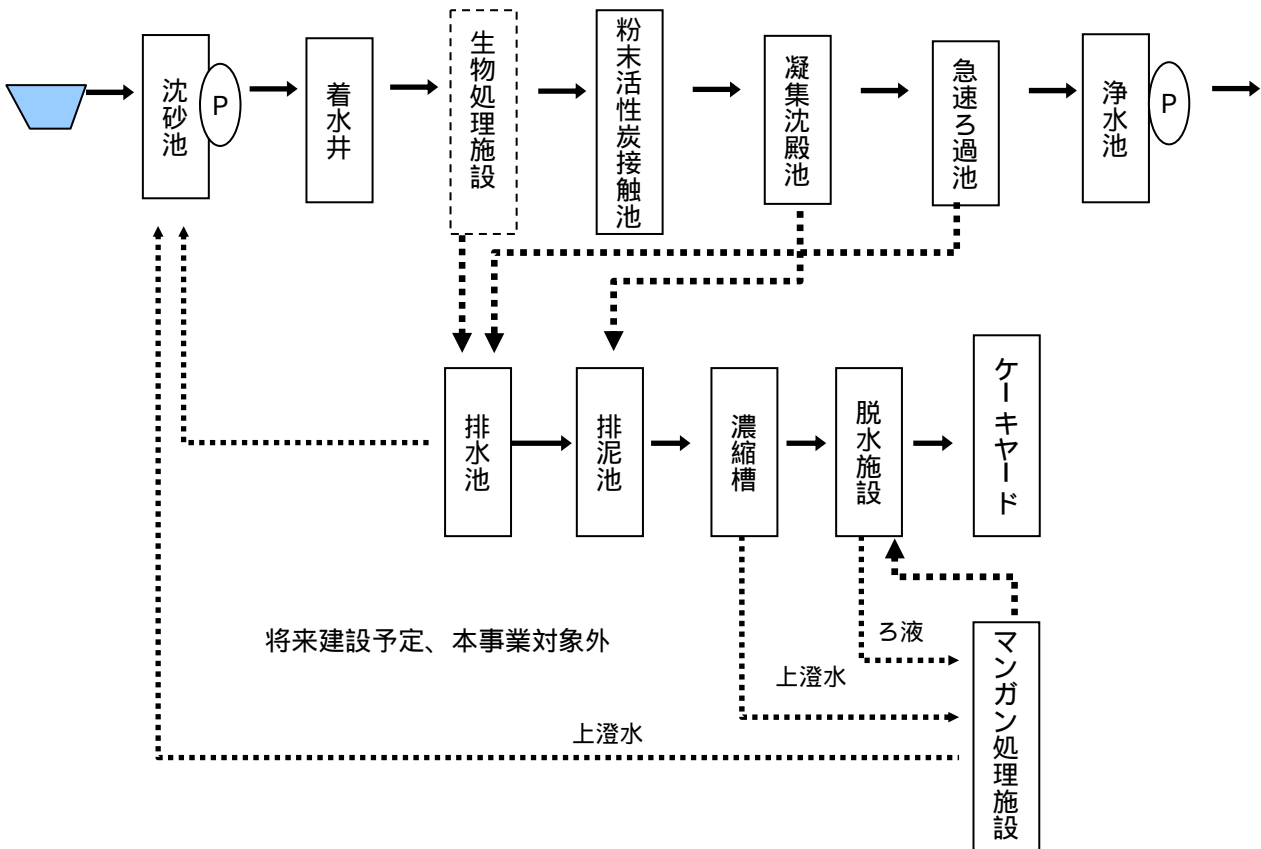
- a 場外施設
- b 簡易水道施設

【男川浄水場の概要】

処理能力	68,395 m ³ /日 (0.7917 m ³ /s) の処理が行えること	
ろ過方式	急速ろ過方式	
事業用地	面積	約 56,000 m ²
	用途	市街化調整区域
	容積率	200%
	建蔽率	60%
主要施設	取水・導水施設	沈砂池、導水ポンプ施設
	浄水施設および送水施設	着水井、粉末活性炭接触池、凝集沈殿池、急速ろ過池、浄水池、送水ポンプ施設、薬品注入設備、受変電・電気計装設備、自家発電機設備、管理棟等
	排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水施設、マンガン処理施設
供用開始	平成 30 年 2 月 1 日	

【男川浄水場の計画フロー】

男川浄水場の計画フローは以下のとおりである。入札参加者は計画フローに則って提案すること。
 なお、詳細は要求水準書（案）に示す。



イ 対象業務（以下「本業務」という。）

（ア）男川浄水場整備業務

- a 事前調査業務
- b 実施設計業務
- c 周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務
- d 建設業務
- e 工事監理業務
- f 関連業務

（イ）男川浄水場維持管理業務

- a 保守点検業務
- b 修繕業務
- c 災害及び事故対策業務
- d 植栽管理業務
- e 清掃業務
- f 排水処理施設運転管理業務

- g 脱水ケーキの有効利用業務
 - h 警備業務
 - i 施設見学対応協力業務
 - j 事業終了時の引継ぎ業務
- (ウ) 場外施設等維持管理業務
- a 保守点検業務
 - b 災害及び事故対策業務
 - c 植栽管理業務
 - d 清掃業務
 - e 警備業務(簡易水道施設は除く)
 - f 補修業務
 - g 水質点検業務
 - h 事業終了時の引継ぎ業務

ウ 民間事業者の収入

本市は、民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、民間事業者に対して民間事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

(ア) 男川浄水場整備業務の対価

男川浄水場等整備業務の対価については、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用(SPC組成費用を含む)からなり、その支払方法は、整備期間中に、毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うこととし、その残額は、男川浄水場の所有権移転・引渡し後に、民間事業者を支払うこととする。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価

男川浄水場維持管理業務の対価、場外施設等維持管理業務の対価については、男川浄水場の維持管理業務に係る費用、場外施設等の維持管理業務に係る費用からなり、その支払方法は、維持管理期間中に毎四半期に1回民間事業者を支払うこととする。

(ウ) 脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)

民間事業者は、男川浄水場の排水処理施設の脱水ケーキの有効利用を提案することが可能であり、脱水ケーキの有効利用収入を民間事業者の収入とすることが可能である。

なお、脱水ケーキの有効利用を提案した場合の脱水ケーキの所有権については、男川浄水場において、本市から民間事業者の有償譲渡することとする。ただし、民間事業者は脱水ケーキを提案に基づいて適正に有効利用すること。

エ 民間事業者の負担

民間事業者は、本市と民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、以下の負担をする。

(ア) 男川浄水場整備業務の負担

民間事業者は、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用(SPC 組成費用を含む)を、ウ(ア)の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の負担

民間事業者は、男川浄水場維持管理業務に係る費用、場外施設等維持管理業務に係る費用を、ウ(イ)の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(8) 事業スケジュール

ア 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成 45 年 1 月末日までとして、場外施設等の維持管理については、平成 30 年 2 月 1 日から平成 45 年 1 月末日までとする。

なお、男川浄水場の竣工時期は平成 29 年 7 月末日を期限とし、男川浄水場の引渡時期は平成 30 年 1 月末日を期限とする。(試運転期間を約 6 ヶ月間確保すること。) また、男川浄水場の維持管理については、平成 30 年 2 月 1 日から平成 45 年 1 月末日までとする。)

ただし、民間事業者の提案により、男川浄水場の竣工時期や引渡時期が上記の期限よりも早期になる場合は、維持管理期間の開始時期を男川浄水場の引渡日の翌日とし、維持管理期間は 15 年間(180 ヶ月)とする。

【事業スケジュール】

スケジュール(予定)	内容
平成 25 年 1 月	事業契約の締結
平成 29 年 7 月末	施設の竣工
平成 30 年 1 月末	施設の引渡し
2 月 1 日	施設の維持管理、運転開始
平成 45 年 1 月末	事業契約の終了

イ 事業化スケジュール

本事業の事業契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりである。

【事業化スケジュール】

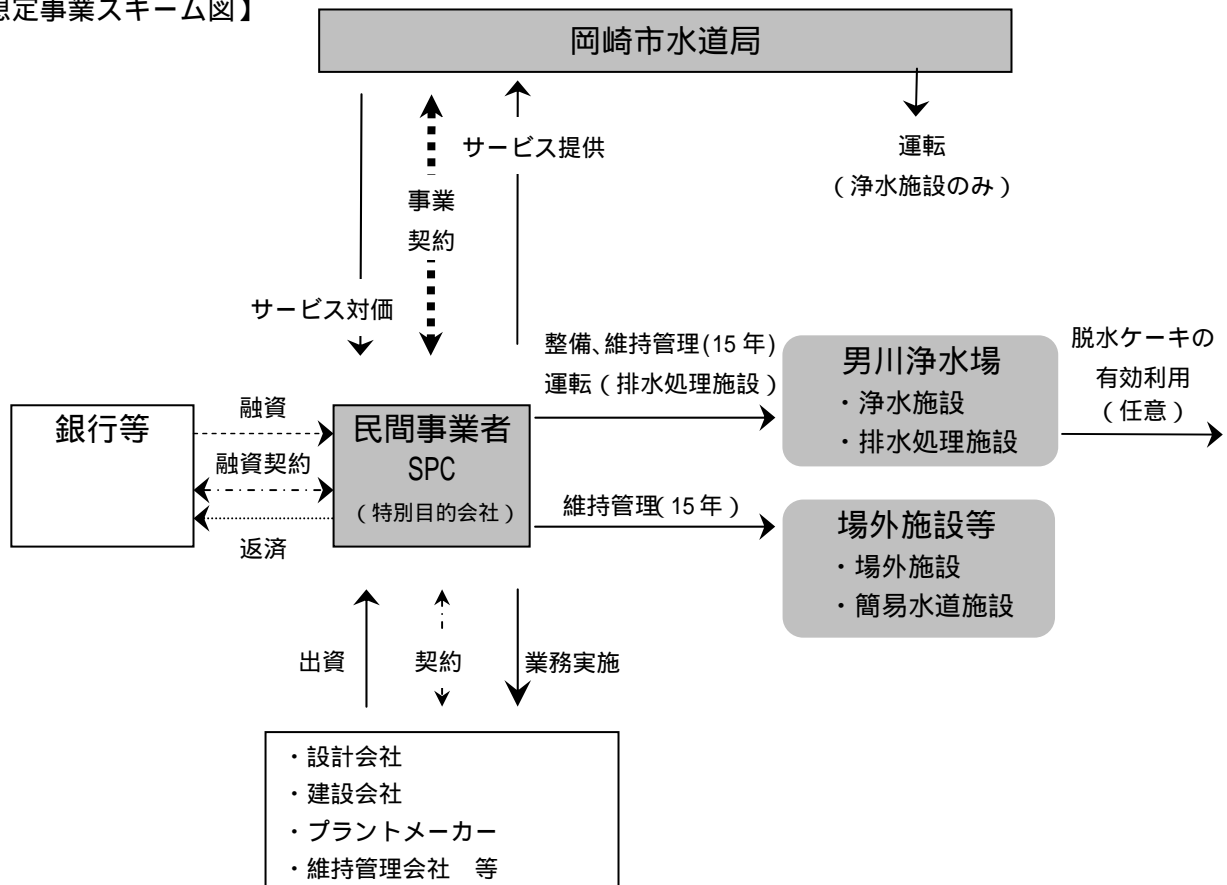
スケジュール（予定）	内容
平成 24 年 2 月 14 日	実施方針等の公表
2 月 24 日	実施方針等の説明会の開催
3 月 1 日	実施方針等に対する質問等の受付期限
3 月 26 日	実施方針等に対する質問等への回答の公表
3 月下旬	特定事業の選定・公表
4 月上旬	入札説明書の公表
4 月下旬	入札説明書に対する質問等の受付期限
5 月	入札説明書に対する質問等への回答の公表
6 月	入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の受付期限
6 月	個別対話の実施（市が必要と判断した場合）
9 月	提案書の受付期限
12 月	落札者の決定
12 月	基本協定の締結
平成 25 年 1 月	事業契約の締結

ウ 留意事項

（ア）施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は既存男川浄水場を運転しながらの工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水施設へ円滑に移行することが求められる。

【想定事業スキーム図】



(9) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 選定方法

本市は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン平成13年7月27日（平成20年7月15日改定）等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより、本市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、PFI法第6条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

イ 選定結果の公表

本市は、本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載等により速やかに公表する。

また、特定事業に選定しなかった場合にあっては同様とする。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者選定の方法

本事業は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により民間事業者を選定する。

(2) 選定の手順及びスケジュール

ア 実施方針等（実施方針、要求水準書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案））の説明会の開催

実施方針等に対する説明会（現地見学会を含む）を以下のとおり開催する。

（ア）説明会の申込み

説明会は申込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。なお、参加人数は1社あたり2名を上限とする。

受付期間 平成24年2月20日（月）午後4時まで（必着）

申込方法 様式1「実施方針に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメールにより、岡崎市水道局工務課計画班あてに申し込むこと。

（イ）説明会の開催

日時 平成24年2月24日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

場所 岡崎市水道局男川浄水場 会議室（岡崎市大平町字塚畑32、0564-22-1101）

- ・説明会の終了後、引き続き既存浄水場等の現地見学会を行う。（現地写真撮影可）
- ・実施方針等は説明会において配布しないので、ホームページからダウンロードして、持参すること。

- ・現地見学会のみの参加は不可とする。
- ・極力公共交通機関を利用すること。

イ 実施方針等に対する質問等・回答

実施方針等に対する質問等・回答を以下のとおり行う。

(ア) 質問等の提出

実施方針に対する質問は様式 2「実施方針に関する質問書」に、意見は様式 3「実施方針に関する意見書」に、要求水準書(案)に対する質問は様式 4「要求水準書(案)に関する質問書」に、意見は様式 5「要求水準書(案)に関する意見書」に、基本協定書(案)に対する質問は様式 6「基本協定書(案)に対する質問書」に、意見は様式 7「基本協定書(案)に対する意見書」に、事業契約書(案)に対する質問は様式 8「事業契約書(案)に対する質問書」に、意見は様式 9「事業契約書(案)に対する意見書」に、それぞれ記入の上、Eメールにより、岡崎市水道局工務課計画班あてに提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日(木) 午後 4 時まで(必着)

(イ) 実施方針等に対する質問への回答の公表

実施方針等に対する質問への回答は、平成 24 年 3 月 26 日(月)からホームページへの掲載により行う。

ウ 入札説明書の公表

本事業は、総合評価一般競争入札方式により実施する。実施方針等に対する質問等を踏まえ、入札説明書(本編及び付属資料(要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)))を公表する。

エ 入札説明書に対する質問等・回答

入札説明書に対する質問等・回答を行う。

オ 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出

本事業への入札参加を希望する者は、入札参加表明書、入札参加資格確認申請書を提出すること。なお、当該様式については入札説明書に示す。

カ 入札参加資格確認通知の発送

入札参加資格確認の結果を入札参加者に通知する。

キ 個別対話の実施（市が必要と判断した場合）

本事業への入札参加資格を有する入札参加者との間で、市が必要と判断した場合に個別対話を実施することを予定している。実施する場合は個別対話の方法について入札説明書に示す。

ク 提案書の提出

本事業への入札参加資格を有する入札参加者は、提案書を提出すること。なお、提案書の作成要領については入札説明書に示す。また、入札参加者に対するヒアリングを市が必要と判断した場合に行うことを予定している。

ケ 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

コ 基本協定締結

本市は、落札者と基本協定を締結する。

サ 事業契約締結

基本協定の締結後、本市は、落札者が中心となり組成する特別目的会社（以下「SPC」という）と事業契約を締結する。

(3) 本事業への参加資格要件

本事業への入札参加を希望する者の参加資格要件は以下のとおりとする。入札参加を希望する者は入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出日において次の要件を満たしていること。

ア 入札参加者の構成等

入札参加者は、本事業の設計業務を実施する者、建設業務を実施する者、工事監理業務を実施する者、維持管理業務を実施する者を含む複数の企業等により構成されるグループとし、代表企業を定めて代表企業が入札参加手続を行うこととする。入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めない。

入札参加者の構成員は、落札した入札参加者が設立する特別目的会社（SPC）から業務を受託または請け負うことを予定している者でSPCに出資するSPCの構成員と、SPCから業務を受託または請け負うことを予定している者でSPCには出資しないSPCの協力企業からなる。

そのため、入札参加者の構成員については、提案書提出時に、SPC の構成員、SPC の協力企業の別を記載すること。

イ 入札参加者の構成員の共通の資格要件

入札参加者の構成員は、以下の資格を有している者でなければならない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、岡崎市一般競争入札又は指名競争入札の参加を停止された場合は、その停止の期間を経過していること。
- (ウ) PFI 法第 7 条の 2 に該当する者でないこと。
- (エ) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められない者であること。
- (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められない者であること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められない者であること。
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められない者であること。
- (ク) 下請契約、再委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が上記（ウ）から（キ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しない者であること。
- (ケ) 入札参加者が上記（ウ）から（キ）までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材・原材料の購入その他の契約の相手方としていた場合（上記（ク）に該当する場合は除く。）に、市が入札参加者に対して当該契約の解除を求め、入札参加者がこれに従わないと認められない者であること。
- (コ) 国税、愛知県税及び岡崎市税について未納のない者であること。
- (サ) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にない者であること。
- (シ) 当該建設工事等の種類の別に応じ、岡崎市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (ス) 男川浄水場更新事業における設計・施工一括発注方式入札支援業務に関わっている者及び

その関連会社でないこと。なお、入札支援業務に関わっている者は、みずほ総合研究所株式会社、日本水工設計株式会社、西村あさひ法律事務所である。

(セ) 入札支援業務に関わっている者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。

(ソ) 入札支援業務に関わっている者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。

(タ) 代表権を有する役員が、入札支援業務に関わっている者の代表権を有する役員を兼ねている者でないこと。

(チ) 審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

ウ 入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件

入札参加者の構成員は、設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。なお、1 入札参加者の構成員が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものの、建設業務と工事監理業務の兼務は認めない。また、親会社と子会社の関係にある者同士による建設業務と工事監理業務の兼務も認めない。

(ア) 設計業務を実施する者

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が 1 名以上在籍していること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。
- ・ 浄水処理施設の設計業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の浄水池または配水池（5,000 m³/日以上）基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。
- ・ 排水処理施設の設計業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上の規模を有する上水道の浄水場もしくは下水処理場の排水処理施設の基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていること。）を有すること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。
- ・ なお、以上の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員

として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

（イ）建設業務を実施する者

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。また、各々の担当工事について、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者については岡崎市総合評定値が、それ以外の者については経営事項審査の総合評定値が、土木一式工事については1,000点以上、建築一式工事については1,000点以上、機械器具設置工事については1,000点以上、電気工事については1,000点以上、水道施設工事については1,000点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ・浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池、5000 m³/日以上浄水池または配水池が含まれていること。なお、沈殿池、急速ろ過池、浄水池または配水池については別の浄水場での実績も可とする。）があること。ただし、建設業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ・排水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上規模を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の排水処理施設の建設実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていること。）があること。ただし、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ・なお、以上の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

（ウ）工事監理業務を実施する者

- ・上記（ア）設計業務を実施する者に求める要件と同等のものとする。

（エ）維持管理業務を実施する者

- ・浄水処理施設の維持管理業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の保守点検実績（元請としての実績を有すること）があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

- ・排水処理施設の維持管理業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上
の浄水能力を有する上水道の浄水場もしくは下水処理場の脱水施設・設備等の保守点検実績
(元請としての実績を有すること)があること。ただし、維持管理業務を実施する者が複数
である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

エ 入札参加資格要件確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出日とする。
なお、落札者決定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(4) 審査及び選定に関する事項

審査及び選定は以下のとおり行う。

ア 基本的な考え方

男川浄水場は、本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場であり、本市の水道水の安定供給に
とって極めて重要な施設である。本事業においては、設計、建設、維持管理等の業務が円滑か
つ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の民間事業者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価
する必要があるため、総合評価一般競争入札によることとする。

また、学識経験者を含めた男川浄水場更新事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)
を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

【男川浄水場更新事業提案審査委員会】

委員長	畑田 康則 愛知学泉大学 現代マネジメント学部教授
副委員長	井上 隆信 豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
委員	寺田 雄司 岡崎市 総務部長
委員	小林 健吾 岡崎市 都市整備部長
委員	吉口 雅之 岡崎市 水道局長

なお、審査委員会の委員への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査の公正
を損なう行為をした入札参加者等は失格とする。

イ 審査手順に関する事項

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配
点については、入札説明書において公表する。

(ア) 資格審査

資格審査では入札参加者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

資格審査を通過した入札参加者についてのみ、「入札」・「基礎審査」・「加点審査」及び「総合評価」に基づく、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。

ウ 落札者の決定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて落札者を決定する。

その後、本市と落札者は入札説明書に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、落札者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

エ 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともにホームページで公表する。

オ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、落札者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

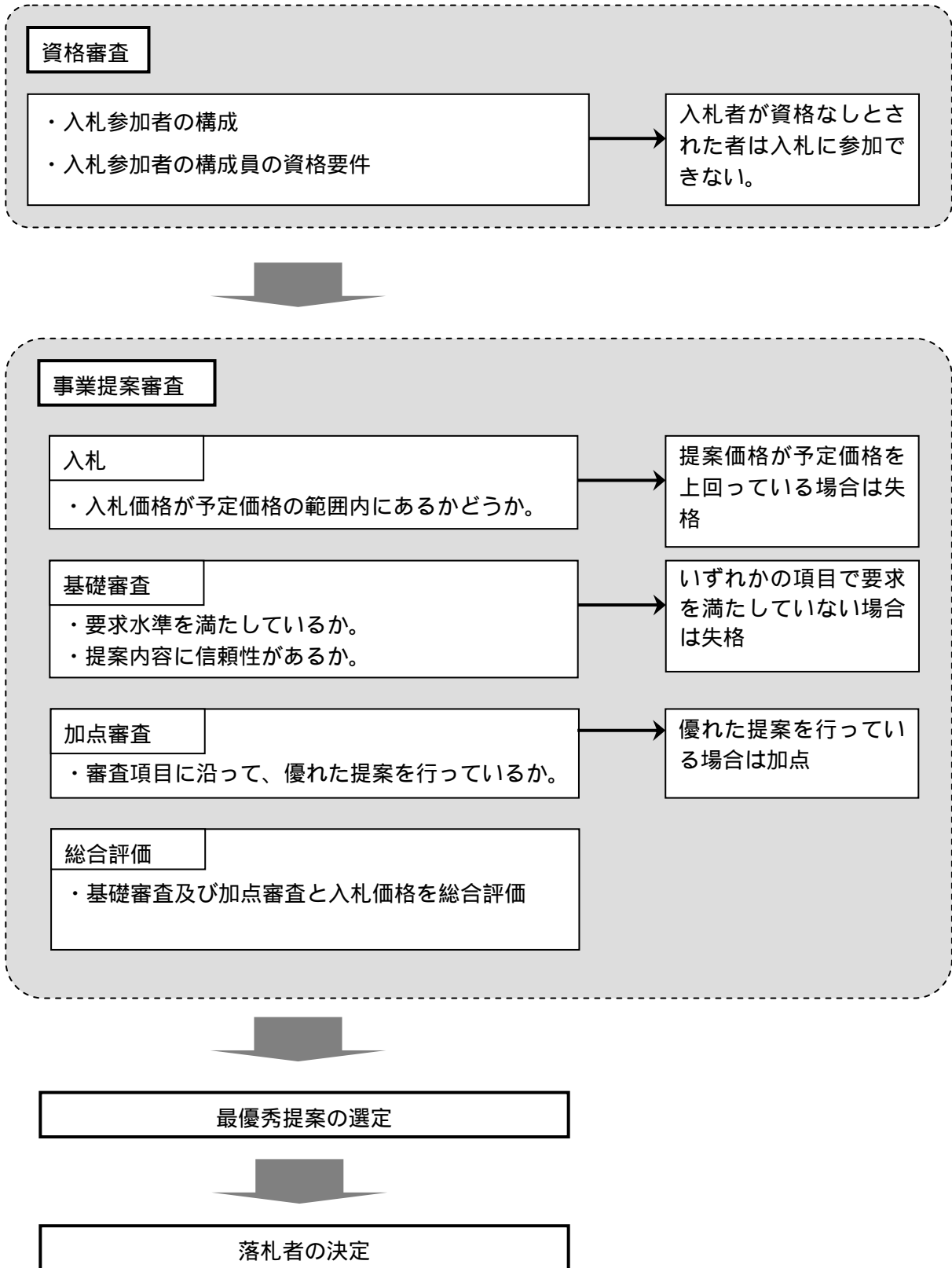
(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

カ 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、入札参加者の構成員の組成、本事業の実施にあたっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。

【提案審査の流れ】



(5) 特別目的会社（SPC）の設立等

本事業に係る審査及び選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（SPC）（SPC の資本金の額は 30 百万円以上とすること）を本市内に設立するものとする。

この場合、本市は、落札者と設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPC と事業契約を締結する。

なお、入札参加者（グループ）の構成員の SPC に対する出資比率は全体の 50% を超えるものとする。また、入札参加者（グループ）の代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとする。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の整備、維持管理・運営の責任は、原則として民間事業者の責任において、要求水準書記載の業務を行うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

イ リスクと責任分担

本市と民間事業者の責任分担は、原則として以下のリスクと責任分担表によるものとする。

【リスクと責任分担表】

：リスクの負担者または、主たるリスクの負担者 ：従たるリスクの負担者

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			岡崎市	事業者	
共通	募集要項	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの			
	契約締結	市の事由による契約締結の遅延・中止			
		事業者（落札者）の事由による契約締結の遅延・中止			
	制度関連	政治	対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの		
			浄水業務の縮小・拡充に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの		
		法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等		
			上記以外の法令の変更		
		許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の取得遅延に関わるもの 上記以外の許認可の取得遅延に関わるもの		
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更			
		消費税の変更に関わるもの			
	社会	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、維持管理段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		
			市の帰責事由による第三者賠償等		
	社会	住民対応	本事業に対する、または市の要求に起因する住民の反対運動等		
調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの					
	環境問題	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題			

	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				岡崎市	事業者
共通	その他	見学者事故	事業者の維持管理範囲内の施設の劣化または維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		
		安全確保	調査、工事、運転維持管理における安全の確保		
		事業者の発注する業務	事業者（従来方式では市）が発注する契約の内容変更等		
	事業の中断		市の帰責事由による事業の中断等 事業者の帰責事由による事業の中断。（事業者の経営破綻または事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		
不可抗力		戦争、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等			
建設段階	測量・調査		市が実施した測量・調査に関するもの		
			遺産・遺跡の存在に関するもの		
			上記以外の測量・調査に関するもの		
	計画・設計・仕様変更		市の請求による変更、不備		
			事業者からの請求による変更、不備		
	各種負担金		インフラ整備等の追加コストの発生		
	補助金受給		補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能に関するもの		
	用地		事業用地の確保に関するもの		
			事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		
			地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）		
	工事遅延		市の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延		
			事業者の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延		
	工事監理		工事現場管理に関するもの		
			工事監理に関するもの		
工事費増大		市の帰責事由による工事費増大			
		事業者の帰責事由による工事費増大			
性能		要求仕様不適合（施工不良を含む）			
安全性確保		工事現場における事故等の発生			
物価変動		建設期間中の物価変動			
維持管理段階	計画変更		市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの		
			上記以外のもの		
	性能		要求水準の未達		
	施設の瑕疵		新設対象施設の瑕疵が見つかった場合		
	施設の損傷		新設対象施設の劣化による損傷		
	維持管理費の増大		市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大		
			上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		
原水の水量・水質変動		過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大			
		上記以外の事由による維持管理費の増大			

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			岡崎市	事業者
維持管理段階	機器更新	新設対象施設の機器更新について不具合が発生した場合		
	修繕費増大	新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合		
	脱水ケーキの有効利用	(民間事業者が提案した場合) 脱水ケーキの有効利用に関する費用の増大		
		(民間事業者が提案した場合) 不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合		
		(民間事業者が提案しない場合) 排水処理施設の運転に起因し、脱水ケーキの有効利用が困難となった場合		
		(民間事業者が提案しない場合) 不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合		
	保守点検箇所の変更	事業期間中に場外施設等の施設数に増減があった場合		
物価変動	維持管理期間中の物価変動			
その他	終了手続き	終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		

ウ 保険

民間事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

(2) 本市による支払に関する事項等

本市は、事業契約書の条項に従い民間事業者に対して対価を支払う。対価の具体的な支払方法については、入札説明書で提示する。

(3) 対象業務におけるサービスの水準

民間事業者は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質は、今後公表する要求水準書において示す。

(4) 本市による民間事業者の事業実施状況への監視（モニタリング）

本市は、事業者から市に提供されるサービスが、常に本契約に定められた要求水準を達成していることを確認するため、監視（以下「モニタリング」という。）を行う。モニタリングの具体的な方法については、入札説明書で提示する。

民間事業者は、本市がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとする。

ア 各種許認可申請・取得時

民間事業者は各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、本市に事前説明及び事後報告を行う。

イ 設計完了時

民間事業者は本市の実施した基本設計を参考に提出した提案書に基づき実施設計を行い、実施設計完了時に本市の確認を受ける。

ウ 建設時（施工時）

民間事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に本市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行い、工事現場での施工状況の確認を受ける。

エ 建設完了時（完工確認）

民間事業者は、施工記録を用意して、現場で本市の確認を受ける。

オ 維持管理時

本市は、定期及び臨時に業務の実施状況を確認する。

カ 対価の減額等

要求水準書で定められた水準が維持されていないことが判明した場合は、対価の減額等を行う。

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

施設の立地条件は以下のとおりである。

ア 男川浄水場（新設）

計画地	岡崎市大平町塚畑 1 ほか	
事業用地	面積	約 56,000 m ²
	用途	市街化調整区域
	容積率	200%
	建蔽率	60%

イ 場外施設等（既設）

（ア） 場外施設（仁木浄水場を除く）

（イ） 簡易水道施設

5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となる事由が生じた場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、本市及び民間事業者は事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、民間事業者による本市所有財産の無償使用がある。

(2) 財政上、金融上の措置に関する事項

民間事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し、本市は事業者がこれらの支援を受けられるよう協力するものとする。

なお、本事業は国庫補助対象事業ではない。また、本市として補助金、出資等の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

本事業実施に必要な許認可等の取得に関し、本市は必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者とで協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案は平成 23 年 9 月岡崎市議会定例会で議決を経ている。

(2) 情報公開及び情報提供

岡崎市情報公開条例（平成 11 年 12 月 21 日条例第 31 号）に基づき、本事業に係る図書について情報公開を行う。情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

(3) 実施方針の変更

実施方針は、公表後に民間事業者から受け付けた質問、意見等を踏まえ、その内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、ホームページ等を通じて公表する。

なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

(4) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(5) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(6) 提出書類の返却

入札参加者から提出された書類は返却しない。

(7) 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

岡崎市 水道局 工務課 計画班 柴田、櫻井

〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

T E L 0564-23-6342 (直通)

F A X 0564-23-6368

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu3387.html>

以上

(様式1) 実施方針に関する説明会参加申込書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

実施方針に関する説明会参加申込書

男川浄水場更新事業の実施方針に関して、説明会（現地見学会）への参加を申し込みます。

申込者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:
	説明会参加人数	:

注1：説明会（現地見学会）の参加者は、1社につき最大2名までとする。

受付期間 平成 24 年 2 月 20 日（月） 午後 4 時まで（必着）

(様式2) 実施方針に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

実施方針に関する質問書

男川浄水場更新事業の実施方針に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 実施方針	1	1	(2)	イ	(1)	簡易水道施設		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載し提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日 (木) 午後 4 時まで (必着)

(様式3) 実施方針に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

実施方針に関する意見書

男川浄水場更新事業の実施方針に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	項						
1	(記入例) 実施方針	1	1	(2)	イ	(1)	簡易水道施設		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日 (木) 午後 4 時まで (必着)

(様式4) 要求水準書案に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

要求水準書（案）に関する質問書

男川浄水場更新事業の要求水準書（案）に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 要求水準書	1	1	(2)	イ	(1)	b	簡易水道施設	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日（木）午後 4 時まで（必着）

(様式5) 要求水準書案に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

要求水準書（案）に関する意見書

男川浄水場更新事業の要求水準書（案）に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	項						
1	(記入例) 要求水準書	1	1	(2)	イ	(1)	b	簡易水道施設	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日（木）午後 4 時まで（必着）

(様式6)基本協定書(案)に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

基本協定書(案)に関する質問書

男川浄水場更新事業の基本協定書(案)に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 基本協定書(案)	3	5条	4	(1)			独占禁止法	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日(木) 午後 4 時まで(必着)

(様式7)基本協定書(案)に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

基本協定書(案)に関する意見書

男川浄水場更新事業の基本協定書(案)に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 基本協定書(案)	3	5条	4	(1)			独占禁止法	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日(木) 午後 4 時まで(必着)

(様式 8) 事業契約書 (案) に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

事業契約書 (案) に関する質問書

男川浄水場更新事業の事業契約書 (案) に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 事業契約書 (案)	4	9 条	1	(3)			工事履行保証 保険	
2									
3									
4									

注 1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成 24 年 3 月 1 日 (木) 午後 4 時まで (必着)

(様式9) 事業契約書(案)に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール suikomu@city.okazaki.aichi.jp

平成24年 月 日

事業契約書(案)に関する意見書

男川浄水場更新事業の事業契約書(案)に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 事業契約書(案)	4	9条	1	(3)			工事履行保証 保険	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間 平成24年3月1日(木) 午後4時まで(必着)